

事 務 連 絡
令和2年3月25日

各都道府県 商工担当部（局）
各市区町村 商工担当部（局）御中

中小企業庁小規模企業振興課

小規模事業者持続化補助金（一般型）における新型コロナウイルス
の影響を受けた事業者の証明書の発行について（依頼）

平素より、中小企業政策をはじめとする経済産業行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年3月6日付け事務連絡により、各自治体の皆様には、持続化補助金における新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の証明書の発行にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症による事業者への影響は継続しているため、現在公募している生産性革命推進事業（令和元年度補正予算）のうち小規模事業者持続化補助金について、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者を対象にした加点措置を、第2回受付締切分（令和2年6月5日）まで、引き続き講じることにしました。

つきましては、加点対象事業者であることを確認する書類として、証明書の発行について、引き続き各市区町村にご協力をいただきたく存じます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する様々な支援策の中で、売上減少について同様の証明（認定）をしていただいていることから、下記のとおり、売上減少を確認するための対象書類を拡大させていただきます。

なお、第1回締切分（2020年3月31日）の証明書の発行については、「締切間際の場合には対応できないこともあると存じますので、自治体への依頼はお早めに」等、各市区町村の処理期間を考慮し、例えば締切の3日前までの依頼を促すよう周知をお願いいたします。その上で、3月31日間際の依頼もあり得るか存じますので、持続化補助金事務局では、第1回受付締切分での申請を希望する事業者から証明書のみ添付が間に合わない申請があった場合、証明書のみ特例的に1週間の提出猶予を設けますので、延長提出期限（4月7日（火）当日消印有効）までに事業者が投函できるようご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 第1回締切後～第2回締切の間の、新型コロナウイルスによる影響を受けた事業者（売上げ10%以上の減少）の証明

(1) 市区町村が任意様式で証明（認定）するもの

- ① 2020年2月から第2回締切日（2020年6月5日）までの任意の1箇月間の売上高が、前年同月と比較して減少したことが分かる証明（※1）
- ② 創業1年未満の事業者においては、2020年2月から第2回締切日（2020年6月5日）までの任意の1箇月間の売上高が、新型コロナウイルスによる影響を受ける直前3箇月（例えば、2019年11月から2020年1月まで）の売上高平均と比較して減少したことが分かる証明

(2) 既存の証明書、認定書の写し（売上減少率が10%以上のものに限る）

- ① セーフティネット保証4号の認定書の写し
- ② 危機関連保証の認定書の写し（※2）
- ③ その他官公庁が発行する、新型コロナウイルスの影響により売上げが10%以上減少したことが分かる証明書、認定書
（雇用調整助成金の支給通知書の写し、及び売上げが10%以上減少していることが分かる申請時の書類など（※3））

（※1）毎月の締め日が1日から30日でない場合は、締め日に応じた1箇月（1月20日から2月19日、3月5日から4月4日など）の売上高としてください。

（※2）新規追加

（※3）雇用調整助成金の申請先は、事業所を所管する都道府県労働局やハローワークです。売上減で10%減を算出している支給通知書のみが有効です。

（※4）（1）①、②の運用はセーフティネット保証に準ずることとします。

【問合せ先】

中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

担当：斎藤、川越、西川

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL 03-3501-2036 FAX 03-3501-6989

e-mail: shokibo-koubo@meti.go.jp